

令和3年3月吉日

(公社) 船橋法人会
会 員 各 位

(公社) 船橋法人会
税制委員長 古澤 和一郎

「税制改正に関するアンケート」へのご協力をお願い

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から船橋法人会の事業活動に深いご理解と多大なご協力・ご支援を賜り心から厚くお礼申し上げます。

さて、法人会活動の大きな事業の一つに、政府に対する「税制改正に関する提言・要望」があり、全法連作成の「税制改正に関するアンケート」により、税制改正に関する提言や要望事項を行いたいと考えております。

なお、アンケートのみならず、税制に関するご意見がありましたら、別紙様式に記入の上、ご提出願います。

謹白

アンケートの回答期限：令和3年4月9日（金）

アンケートの回答方法：郵送又はFAX

アンケートの提出場所：(公社)船橋法人会事務局

船橋市東船橋4-14-22

電 話：047-425-2701

FAX：047-425-3228

(アンケート回答用紙の記入は○を塗りつぶしてください。)

令和4年度税制改正に関するアンケート

公益財団法人 全国法人会総連合

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等が行われました（「令和3年度税制改正大綱」より）。

こうした状況を踏まえ、全法連では2月17日開催の税制委員会で令和4年度の税制改正に関する提言の取りまとめに着手いたしました。その参考として会員の意向を把握するために、単位会の役員、会員に対しアンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、後記アンケート項目について、その回答を別添回答用紙に記入の上、所属単位会の指定する期日（単位会経由 全法連着4月22日締切）までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答にあたっては「税制改正大綱の概要解説」（2・3ページ）を参考にいただければ幸いです。

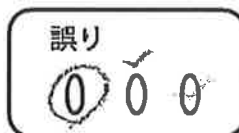
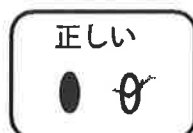
*** 回答用紙は機械による自動読み取りを行うため、下記の要領でご記入下さい。**

— 回答用紙記入に際しての注意点 —

【選択肢】

正： を塗りつぶすか、 をつけて下さい。

誤： の外側に記入されたり、線が薄い場合は読み取れませんのでご注意下さい。



【自由記述欄】

回答欄におさまるように、はっきりとご記入下さい。

【FAXで回答用紙を送信する場合】

自動読み取りの精度向上のため、縮小しないで送信して下さい。

1. 法人税

【改正の概要】

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（15%）及び中小企業投資促進税制等の適用期限が延長されるとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種が中小企業投資促進税制に統合されます。

(2) 所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業における所得拡大促進税制について、雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直された上で、適用期限が延長されます。

(3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度が創設されるとともに、前向きな投資を推進するための措置等が講じられます。

(4) デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

クラウド化等による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されます。

(5) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されます。

(6) 研究開発税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限が30%（改正前25%）に引き上げられるとともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限が2%（改正前6%）に引き下げられます。

(7) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しが行われます。

(8) 繰越欠損金の控除上限の特例（大企業向け）

赤字であっても前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得金額の50%）とする特例が創設されます。

(9) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられます。

2. 個人所得課税

【改正の概要】

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等

控除期間13年の特例の適用期限が延長され、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件が40㎡以上に緩和（改正前50㎡以上）されます。

(2) 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない措置が講じられます。

3. 資産課税

【改正の概要】

(1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

贈与税の非課税枠（1,500万円／令和3年4月以降縮小）が令和3年末まで据え置かれます（面積要件については、住宅ローン控除と同様の措置が講じられます）。

(2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上で、適用期限が2年延長されます。

4. その他

【改正の概要】

(1) 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されるとともに、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられます。

(2) 税務関係書類における押印義務の見直し

税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書が求められている手続等を除き、押印義務が廃止されます。

－令和4年度 税制改正に関するアンケート－

問1 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染者は昨年11月以降増加し、本年1月には11都府県で緊急事態宣言が出されるなど、収束時期の見通しは立っておりません。令和3年3月時点で、あなたの会社の経営状況に新型コロナウイルスによるマイナス影響が生じているかお聞かせください。

- ① 影響は出たが、今はない
- ② 影響が継続している
- ③ 現時点ではないが、今後影響が出る可能性がある
- ④ 影響はない
- ⑤ その他

問2 中小企業向け税制

令和4年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他

問3 消費税／軽減税率制度

消費税率10%の引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率制度が導入され、1年半が経過しました。軽減税率制度についてどう考えますか。

- ① 事務負担などの問題が大きいので単一税率に戻すべき
- ② 多少の事務負担はあるが、やむを得ない
- ③ 特に問題ない
- ④ その他

問4 消費税／適格請求書等保存方式①

令和5年10月1日以降は、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書を交付できるのは、税務署長に登録申請した課税事業者となりますので、登録手続きを受けていない免税事業者（課税売上高1,000万円以下）からの仕入れについては、仕入税額控除することができなくなります。このことについて、どう考えますか。

- ① 適正な仕入税額控除を計算できるようにするためには、やむを得ない
- ② 免税事業者が取引から排除されないように配慮すべき
- ③ 事務負担が増えるので、導入には反対である
- ④ わからない
- ⑤ その他

問5 消費税／適格請求書等保存方式②

適格請求書等保存方式の導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請が始まります。あなたの会社における登録申請予定をお聞かせください。

- ① 課税事業者であり、登録申請をする予定
- ② 免税事業者ではあるが、課税事業者となって登録申請をする予定
- ③ 登録申請をする予定はない
- ④ わからない
- ⑤ その他

問6 事業承継／納税猶予制度

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として、相続税・贈与税の納税猶予制度の抜本的な拡充（全株式を対象に納税猶予割合が100%）が行われました。本特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要がありますが、あなたの会社の事業承継の状況についてお聞かせください。

- ① 特例承継計画を提出した
- ② これから特例承継計画を提出する予定である
- ③ 本特例制度を適用しないで事業承継を行う
- ④ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑤ 事業を承継しない
- ⑥ その他

問7 事業承継／事業承継税制

政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況等を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- ④ 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

問8 地方税／固定資産税

地方の自主財源として大きなウエイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① 商業地等の宅地の評価方法を見直す
- ② 家屋の評価方法を見直す
- ③ 償却資産（事業用資産）への課税は廃止を含めて見直す
- ④ 免税点を大幅に引き上げる
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

問9 マイナンバーカードの取得状況

政府はマイナンバーカードの普及に取り組んでおり、本年3月からはマイナンバーカードが「健康保険証」としても利用できるようになりました（利用申込が必要です）。また、令和6年度末には「運転免許証」と一体化することも予定されております。マイナンバーカード（写真入りのカード）の取得状況についてお聞かせください。

- ① 取得している
- ② 現在、申請中である
- ③ これから申請したい
- ④ 申請する予定はない

問 10 マイナンバーと金融機関口座のひも付け

今般の新型コロナ対策では、オンラインによる特別給付金申請で混乱が見られました。政府は、マイナンバーと金融機関口座のひも付けについて、「国民が任意で1人1口座を登録」することとし、経済対策や災害時の給付金などの迅速な受け取りにつなげることをとしています。マイナンバーと金融機関口座のひも付けについて、どう考えますか。

- ① 給付金等の入金口座の登録（1人1口座）は任意とすべき
- ② 給付金等の入金口座の登録（1人1口座）は義務化すべき
- ③ 全ての金融機関口座についても登録を義務化すべき
- ④ わからない
- ⑤ その他

問 11 経理事務のIT化

政府は経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを抜本的に見直すこととしております。あなたの会社の経理事務の現状についてお聞かせください。

- ① 手書き
- ② Excel等の表計算ソフトを使用
- ③ 市販の会計ソフトウェアを使用
- ④ 自社開発のソフトウェアを使用
- ⑤ その他

問 12 財政健全化

我が国の財政は国と地方の長期債務残高が1,200兆円を超し、先進国の中でも突出して悪化しています。さらに、我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えています。将来世代への負担の先送りを回避するため、財政健全化をどう進めるべきだと考えますか。

- ① 歳出の削減と負担増の両方に対応する
- ② 税の自然増収と歳出削減に対応する
- ③ 歳出削減を中心に対応する
- ④ 負担増を中心に対応する
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

問 13 社会保障制度

令和 4 年には団塊の世代が 75 歳以上の高齢者になり始めるなど、社会保障給付費の急増が見込まれています。政府は、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、少しでも多くの人に「支える側」に回ってもらうことや、能力に応じた負担を求めることとしています。社会保障の給付と負担のバランスについてどう考えますか。

- ① 給付水準を大幅に引き下げ、負担も減らす
- ② 給付水準をある程度下げて、現行の負担を維持する
- ③ 現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない
- ④ 給付水準をさらに拡充させ、大幅な負担の増加もやむを得ない
- ⑤ わからない
- ⑥ その他

令和4年度税制改正に関するアンケート調査回答用紙



提出先法人会		回答期限	
--------	--	------	--

問 1					問 2							問 3			
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	①	②	③	④
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

問 4					問 5					問 6					
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

問 7					問 8						問 9				問 10				
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	①	②	③	④	⑤
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

問 11					問 12						問 13					
①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■ 貴社についてお答えください。

1. 会員区分 税制委員 役員(税制委員を除く) 一般会員

2. 所属する法人会の所在地 東京 神奈川 千葉 山梨 埼玉 茨城
 栃木 群馬 長野 新潟 北海道 宮城 岩手 福島
 秋田 青森 山形 愛知 静岡 三重 岐阜 石川
 福井 富山 広島 山口 岡山 鳥取 島根 香川
 愛媛 徳島 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分
 鹿児島 宮崎 沖縄

3. 主たる業種について 製造業 建設・土木・不動産 卸売・小売・飲食
 サービス その他

4. 資本金について 1千万円以下 1千万円超～5千万円以下 5千万円超～1億円以下
 1億円超～3億円以下 3億円超～5億円以下 5億円超

5. 従業員数について 4人以下 5～19人 20～99人
 100～299人 300人以上

6. 前事業年度の申告状況について 黒字申告 赤字申告 回答保留・その他



QRコードは、アンケートの自動読取処理に利用するものです。



00000005C3:

*税制に関するご意見がありましたら下記にご記入ください。



A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for providing comments or opinions related to tax regulations.



00000000iOK

